



国保年金課からのお知らせ

## ◎国民健康保険料を軽減します

“倒産・解雇などによる離職”や“雇い止めなどによる離職”をした人は、平成 22 年 4 月から国民健康保険料が軽減されます。

◎対象者 次の要件をすべて満たす人

- ①平成 21 年 3 月 31 日以降に離職され、離職日の翌日現在で 65 歳未満の人
- ②雇用保険の特定受給資格者または、雇用保険の特定理由離職者として求職者給付を受ける人（雇用保険受給資格者証の離職理由コードが 11, 12, 21, 22, 31, 32, 23, 33, 34 に該当）

※高齢受給資格者および特例受給資格者は対象となりません。

◎軽減額 国民健康保険料は、前年の所得などにより算定されますが、軽減

は、対象者の前年の給与所得をその 30/100 とみなして算定します。また、軽減後の給与所得で均等割額等の軽減判定および高額療養費の所得区分の判定も行います。

◎軽減期間 軽減の期間は、離職日の翌日から翌年度末（平成 21 年 3 月 31 日から平成 22 年 3 月 30 日までの間に離職した人は、平成 22 年度に限る）までです。国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

○軽減を受けるには届出が必要です。  
詳しくはお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉国保年金課（☎ 82・1177）



環境課からのお知らせ

## ◎ 6月は環境月間です

近年、環境問題への関心が高まりつつあります。地球温暖化をはじめ、オゾン層の破壊、熱帯雨林の伐採、生物種の減少など多くの問題が山積みされています。豊かな地球環境を後世に引き継ぐために私たち一人ひとりの取組みが大切です。

この環境月間を、私たちの日常生活と環境について考える一つの機会としてとらえ、次のような項目について点検してみましよう。

- 買い物にはエコバッグを持って行く
- テレビを見ないときは主電源を切る
- 冷房は 1℃高く暖房は 1℃低く設定する
- 家族が同じ部屋で過ごし照明の利用を減らす
- 週 1 日程度ノーマイカー通勤をする

### ○大気汚染物質：光化学オキシダント

自動車や工場の排ガスに含まれる窒素酸化物などは、太陽光からエネルギーをもらい化学反応を起こし、目がチカチカしたり、のどが痛んだりする原因にもなる“光化学オキシダント”という大気汚染物質を発生させます。特に 6～8 月頃の気温が高く晴れた風の弱い日に発生しやすく、その濃度に応じて「注意報」や「警報」が発令されます。発令されたときは、次のことに気をつけましよう。

- できるだけ屋外に出ない
- 外出した後はよく顔を洗い、うがいをする。
- 症状がひどいときは医師の診察を受ける。

※市内では須恵健康公園で濃度の測定をしています。測定データは、県環境保健センターのホームページで閲覧することができます。  
<http://kanpoken.pref.yamaguchi.lg.jp/>

〈問い合わせ先〉環境課（☎ 82・1144）